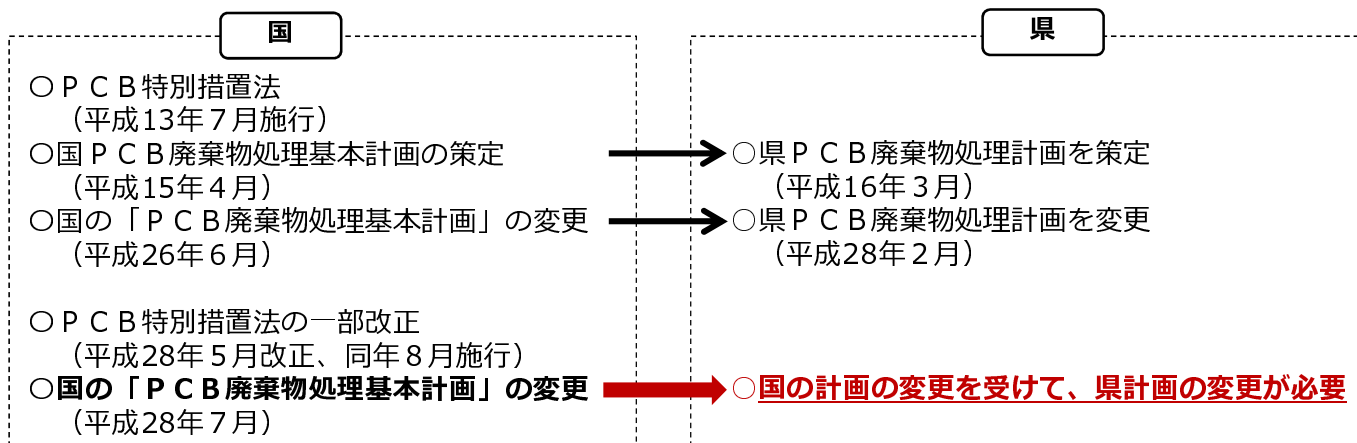


1. 計画変更の背景

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」（以後、ポリ塩化ビフェニルをPCBという。）に基づき、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即して、「奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を進めてきました。

今般、平成28年7月の国の計画変更を受けて、県は、国の変更計画に即して奈良県PCB廃棄物処理計画の変更を行いました。



2. 県計画の主な変更点

①高濃度PCB廃棄物の処分期間の一年前倒し

種類	処理事業者	処分期間*	(旧) 処分期間 (計画的処理完了期限)
高圧変圧器・コンデンサー等	JESCO大阪 (大阪府)	～平成33年3月31日	～平成34年3月31日
ポリプロピレン等を使用した コンデンサの一部	JESCO豊田 (愛知県)	～平成34年3月31日	～平成35年3月31日
安定器等・汚染物	JESCO北九州 (福岡県)	～平成33年3月31日	～平成34年3月31日
低濃度PCB廃棄物	無害化処理認定施設等 ※全国32カ所（H28.12.28現在）	～平成39年3月31日	～平成39年3月31日

※高濃度PCB廃棄物、高濃度PCB使用製品の処分及び廃棄の期間は、原則として、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の計画的処理完了期限から一年前に設定。

②県内のPCB保有量・使用量・処分見込み量を更新

JESCO及び無害化処理認定施設等によるPCB廃棄物の処理が進んでおり、また、未把握のPCB廃棄物の調査が進んでいることから、県内のPCB保有量・使用量・処分見込み量を更新。

③期限内処理のための取り組みを追加

- 行政へ届出されていないPCB廃棄物を把握するため、所管行政庁が関係機関等と連携したPCB廃棄物の掘り起こし、PCB廃棄物の未処理事業者一覧表の作成、未処理事業者に対する指導の徹底。
- 県自ら保管・所有する高濃度PCB廃棄物等の率先処理と処理状況の毎年度の公表。